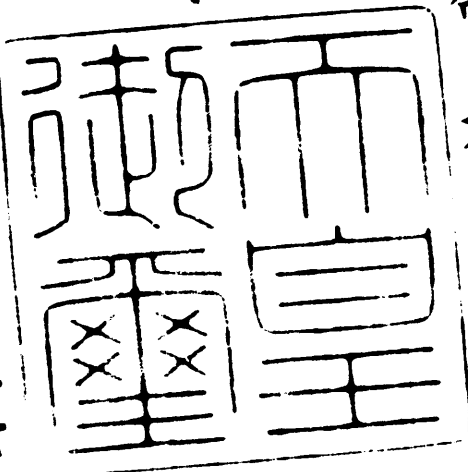


勅令第三百三十四號

朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ内閣顧問臨時
設置制ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

裕仁

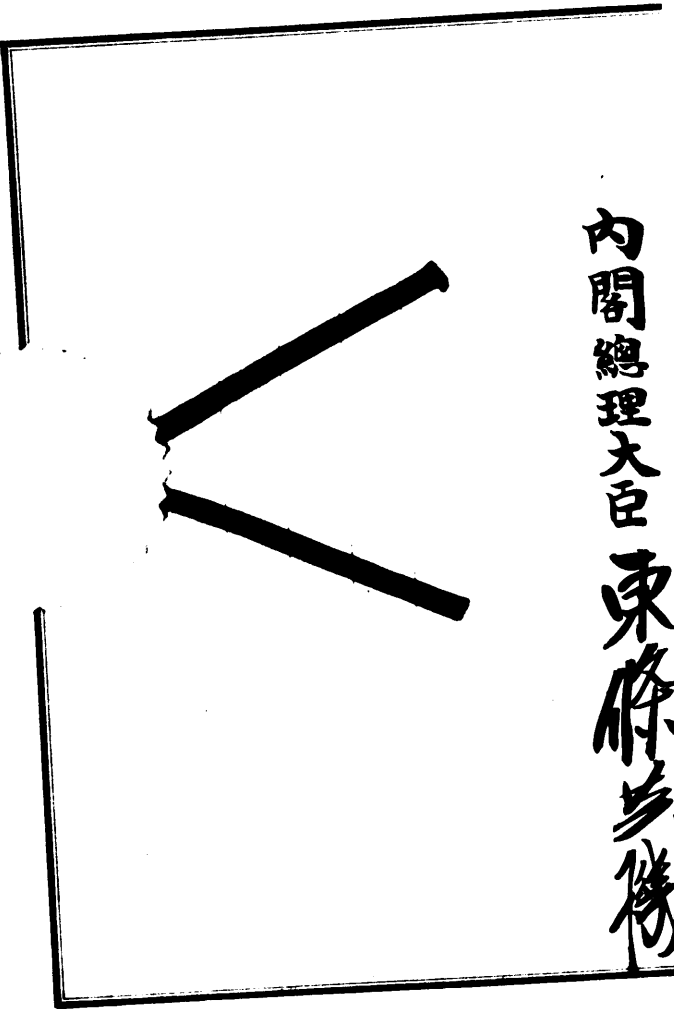


昭和十八年三月十七日

日

月

内閣總理大臣 東條英機



勅令第百三十四號

内閣府官制改正法

- 第一條 大東亞戰爭ニ當リ其並ニ滿洲國ノ行政權ヲ行使スルニ當リ
- 第一條 大東亞戰爭ニ當リ其並ニ滿洲國ノ行政權ヲ行使スルニ當リ
- 第二條 内閣總理大臣ハ戰時ノ行政權ヲ行使スルニ當リ
- 第三條 内閣總理大臣ハ戰時ノ行政權ヲ行使スルニ當リ
- 第四條 内閣總理大臣ハ戰時ノ行政權ヲ行使スルニ當リ
- 第五條 内閣總理大臣ハ戰時ノ行政權ヲ行使スルニ當リ
- 第六條 内閣總理大臣ハ戰時ノ行政權ヲ行使スルニ當リ
- 第七條 内閣總理大臣ハ戰時ノ行政權ヲ行使スルニ當リ
- 第八條 内閣總理大臣ハ戰時ノ行政權ヲ行使スルニ當リ
- 第九條 内閣總理大臣ハ戰時ノ行政權ヲ行使スルニ當リ
- 第十條 内閣總理大臣ハ戰時ノ行政權ヲ行使スルニ當リ
- 第十一條 内閣總理大臣ハ戰時ノ行政權ヲ行使スルニ當リ
- 第十二條 内閣總理大臣ハ戰時ノ行政權ヲ行使スルニ當リ
- 第十三條 内閣總理大臣ハ戰時ノ行政權ヲ行使スルニ當リ
- 第十四條 内閣總理大臣ハ戰時ノ行政權ヲ行使スルニ當リ
- 第十五條 内閣總理大臣ハ戰時ノ行政權ヲ行使スルニ當リ
- 第十六條 内閣總理大臣ハ戰時ノ行政權ヲ行使スルニ當リ
- 第十七條 内閣總理大臣ハ戰時ノ行政權ヲ行使スルニ當リ
- 第十八條 内閣總理大臣ハ戰時ノ行政權ヲ行使スルニ當リ
- 第十九條 内閣總理大臣ハ戰時ノ行政權ヲ行使スルニ當リ
- 第二十條 内閣總理大臣ハ戰時ノ行政權ヲ行使スルニ當リ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ加行ス
臨時内閣參政官ハ之ヲ実行ス

ノ
即
限
止